

令和3年度 秋の全国交通安全運動 川崎市実施要綱

期 間

9月21日(火)から30日(木)までの10日間
[交通事故死ゼロを目指す日 9月30日(木)]

目 的

すべての市民を交通事故から守るために、市民一人ひとりが交通安全について考え、交通ルールの遵守と交通マナーの向上に取り組むことを通じて交通事故防止の徹底を図ります。

スローガン

- ◎ 安全は 心と時間の ゆとりから
- ◎ 高齢者 模範を示そう 交通マナー

運動の重点

- 1 子どもと高齢者を始めとする歩行者の安全の確保
- 2 夕暮れ時と夜間の事故防止と歩行者等の保護など安全運転意識の向上
- 3 自転車の安全確保と交通ルール遵守の徹底
- 4 飲酒運転等の悪質・危険な運転の根絶
- 5 二輪車の交通事故防止



主唱：川崎市交通安全対策協議会

運動の重点

1 子どもと高齢者を始めとする歩行者の安全の確保

- 道路を横断するときは、横断歩道等を利用して手を上げる等、横断する意思を車の運転者に明確に伝え、周囲の安全を確認しながら横断するように呼びかけましょう。
- 通勤・通学時間帯における通学路や木就学児が日常的に集団で移動する経路等における街頭での交通安全指導、見守り活動を積極的に推進しましょう。
- 広報啓発活動等を通じて高齢者自身による身体機能の変化の的確な認識とこれに基づく安全行動を促進しましょう。
- 街頭での高齢歩行者・電動車いす利用者・高齢自転車利用者に対する交通安全指導、保護・誘導活動を促進しましょう。

2 夕暮れ時と夜間の事故防止と歩行者等の保護など安全運転意識の向上

- 夕暮れ時は、明暗のコントラストが弱まり歩行者の姿などが見えにくくなるので、車両の前照灯を早めに点灯しましょう。
- 夜間の外出には、「明るい色の服装」や「反射材」を身につけましょう。
- 夜間、対向車や先行車がない場合等は道路の状況によって走行用前照灯（いわゆるハイビーム）を使用し、前照灯を上手に使い分けましょう。
- 横断歩道等で歩行者等を見かけたら歩行者保護の交通ルールの遵守と思いやりの気持ちを持って通行する交通マナーを呼びかけましょう。
- 運転免許証の自主返納制度、安全運転相談窓口について周知を図りましょう。
- 地域全体で、衝突被害軽減ブレーキ等の先進安全技術を搭載した安全運転サポート車（略称：サポカー）の普及啓発に努めましょう。
- 自動車に乗車するときは、後部座席を含めた全ての座席のシートベルトやチャイルドシートの着用の「ひとこえ」を掛けあいましょう。

3 自転車の安全確保と交通ルール遵守の徹底

- 加害者にも被害者にもならないために、交通ルールとマナーを守って、自転車を安全に利用しましょう。
- 自転車の点検整備を励行し、自転車安全利用五則を守るとともに、大人も積極的に乗車用ヘルメットをかぶりましょう。
- 幼児用座席に子どもを乗車させる際のシートベルトの着用と、転倒防止のための利用方法について危険性を周知し、安全利用を呼びかけましょう。
- 業務中の自転車利用について、交通安全への働き掛けや街頭指導等、自転車安全利用の周知に取り組みましょう。
- 万一の事故に備えて、必ず自転車損害賠償責任保険等に加入しましょう。

4 飲酒運転等の悪質・危険な運転の根絶

- 「飲酒運転は絶対にしない、させない」を徹底し、あらゆる機会に飲酒運転の追放を呼びかけ、飲酒運転の根絶の環境づくりに努めましょう。
- 車両を運転する人には、絶対に酒類を提供しないようにし、ハンドルキーパー運動をドライバーや飲食店に対し積極的に働きかけましょう。
- 運転者の点呼時に、アルコール検知器の使用促進や業務に使用する自動車の使用者等の義務に関する指導を徹底しましょう。
- 妨害運転等の危険運転を絶対に許さない環境づくりを行い、「思いやり・ゆずり合い」の運転を心がけ、更にドライブレコーダーの普及促進に努めましょう。

5 二輪車の交通事故防止

- 二輪車を運転するときは、ヘルメットや二輪車用プロテクター、エアバッグジャケットを正しく着用し、夜間走行時は、反射材を効果的に活用しましょう。
- 二輪車による無理なすり抜けや追い越し、カーブでの速度の出すぎなどの危険な運転は止め、安全運転に努めましょう。
- 四輪車の運転者も、二輪車は車体が小さく遠くを走行しているように感じるなどの、二輪車の特性に配慮した運転に努めましょう。

運動の進め方

川崎市交通安全対策協議会は、構成する関係機関・団体との連携を密にして、この運動の目的や重点を踏まえつつ、市民総ぐるみで運動を展開します。

～ 構成機関・団体の共通推進事項 ～

- 「運動の重点」と「重点の取り組み方」に基づき、今後の新型コロナウイルス感染症等の状況や、これに伴う市民の交通行動の変化等を注視しつつ、それぞれの地域の実態に即した各種交通安全運動を積極的に推進します。
- 関係機関・団体に所属する全ての人に、この運動の推進について周知を図ります。
- 各種会議、行事等を通じて、この運動の趣旨を積極的に周知するとともに、広報紙（誌）を発行するときには、交通ルールの遵守とマナーの向上を呼びかける記事等の掲載に努めます。
- 9月30日の「交通事故死ゼロを目指す日」の周知徹底を図るため、イベント、キャンペーン等を開催します。

【交通関係機関・地域関係団体及び各種団体】

- (1) 関係機関・団体と連携して広報活動を強化するとともに、各種行事や講習会等の機会を活用し、この運動を周知します。
- (2) 安全運転管理者は所属運転者に対して、飲酒運転の根絶と過労運転の防止等を指導するとともに、通勤車両等マイカーの管理対策を強化します。
- (3) 交通安全母の会等では、交通安全のための地域活動を推進するとともに、各種交通安全行事に積極的に参加します。

【教育関係機関・団体】

- (1) 児童等の登下校時における街角アドバイスを積極的に実施するとともに、家庭との連携を密にし、外出時における交通事故防止を図ります。
- (2) 各種研修会等を通じて、教職員の交通安全教育に関する指導力の向上を図ります。
- (3) 関係機関・団体と連携して、二輪車・自転車の利用に関する交通安全教育を実施します。

【道路管理者・輸送関係団体】

- (1) 交通安全施設や踏切等の点検整備の実施及び道路パトロールなどを強化するとともに、安全確認等の励行について周知します。
- (2) 道路情報板、駅広報、車内放送等を活用して、この運動の周知と交通安全の啓発を推進します。
- (3) 関係機関・団体と協力して、駅周辺の放置自転車等の対策を強化します。

【警察】

- (1) 自転車利用者及び歩行者に対して、交通安全指導や保護誘導のための街角アドバイスを強化します。
- (2) 高齢者、子ども、二輪車運転者及び自転車利用者への絞った交通安全教育を積極的に推進します。
- (3) 交通事故に直結する飲酒運転など、危険性、悪質性及び迷惑性の高い違反の指導取締りを強化します。

【市・区・支所】

- (1) 地域の実態に即した交通安全運動の実施要綱等を策定するとともに、関係機関・団体との連携を密にして、この運動を展開します。
- (2) 夕暮れ時や夜間の事故を防止するため、歩行者・自転車利用者への反射材用品等の活用を促進します。
- (3) 自転車利用者や高齢者に対し交通安全指導や保護誘導のための街角アドバイスを推進します。
- (4) 各種メディアを活用して、この運動の周知と広報啓発を推進します。

重点の取り組み方

	子どもと高齢者を始めとする歩行者の安全の確保	夕暮れ時と夜間の事故防止と歩行者等の保護など安全運転意識の向上	
家庭では	<ul style="list-style-type: none"> ○ 横断歩道等を横断する際、運転者に対して横断する意思を明確に伝えましょう。 ○ 家族で通学路などの近所の交通上危険な箇所について話し合い、安全な通行方法を確認しましょう。 ○ 歩行中の事故を防ぐため、報道による事故発生状況を参考に、子どもや高齢者の行動特性について話し合いましょう。 ○ 歩きながらのスマートフォン等の操作等の危険性について家族で話し合いましょう。 ○ いわゆる「路上飲み」は、道路での禁止行為に抵触する恐れがあることを家族で話し合いましょう。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 夜間の外出には「明るい服装」や「反射材」を身につけましょう。 ○ 歩行者保護はルールであることを家族で話し合いましょう。 ○ 家族の中に運転に不安を感じている方がいる場合は、安全運転相談や運転免許自主返納について話し合いましょう。 ○ 自動車で出かける家族に後部座席を含めシートベルトやチャイルドシートを着用するよう交通安全の「ひとこえ」をかけましょう。 	
職場では	<ul style="list-style-type: none"> ○ 歩行者を交通事故から守る意識を高めるため、朝礼、研修会などで、歩行者保護の大切さや子どもと高齢者の行動特性についての教育を行いましょう。 ○ 歩行中の交通ルールの遵守や交通マナーの向上について社内広報紙(誌)などを通じて呼びかけましょう。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 急いでいると、安全確認が疎かになるので、余裕を持った運転をするよう指導しましょう。 ○ 夕暮れ時の交通事故防止のため、前照灯は早めに点灯しましょう。 ○ 職場の朝礼や研修会などで、横断歩道における歩行者優先の交通ルールの徹底についての安全運転の指導を行いましょう。 ○ 運転中のスマートフォン等の使用は絶対にやめましょう。 	
学校・地域では	<ul style="list-style-type: none"> ○ 子どもや高齢者の横断を見かけたら、思いやりの気持ちをもって声をかけたり、手をさしのべたりしましょう。 ○ 地域、家庭等が連携した地域ぐるみで子どもの見守り活動を充実させましょう。 ○ 近所の交通上危険な箇所について話し合い、交通安全総点検、ヒヤリ地図の作成による危険箇所の把握と解消を行い安全な通行方法を確認しましょう。 ○ 高齢者をへ家庭訪問や各種会合などで、高齢者の交通安全について話し合いましょう。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 夜間の外出時は「明るい色の服装」と「反射材」を活用するよう呼びかけましょう。 ○ 夕暮れ時や夜間の交通上危険な箇所について話し合い、安全な通行方法等を確認しましょう。 ○ 全ての座席のシートベルトやチャイルドシート着用を地域ぐるみで実践するため自治会、町内会、PTAなど各種団体・組織が相互に連携し、積極的な運動を推進しましょう。 	
運転者等は	<ul style="list-style-type: none"> ○ 横断歩道等では子どもや高齢者を始め歩行者等の優先を徹底しましょう。 ○ 高齢運転者は、適性診断や各種安全運転講習を受けるなど、自分の運転技量と身体機能の変化を認識して、ゆとりのある運転を実践しましょう。 ○ 夕暮れ時は、前照灯を早めに点灯するようにしましょう。 ○ 夜間は、道路の状況に応じてハイビームを活用しましょう。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 夕暮れ時は、前照灯を早めに点灯し、夜間は道路状況に応じてハイビームを活用しましょう。 ○ 夕暮れ時や夜間は、視界が悪くなるので、特に、横断歩道横断中の歩行者や自転車に注意して運転しましょう。 ○ 歩行者を守るため、横断歩道等で歩行者等を見かけたら止まるなど思いやりのある運転を心がけましょう。 ○ 高齢運転者は、適性診断や各種安全運転講習を受けるなど自分の運転技量と身体機能の変化を認識して、ゆとりのある運転を実践しましょう。 	
	自転車の安全確保と交通ルール遵守の徹底	飲酒運転等の悪質・危険な運転の根絶	二輪車の交通事故防止
家庭では	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自転車による交通事故の悲惨さ、事故を起こしたときの責任の重大さなどについて家族で話し合いましょう。 ○ 子どもが自転車を運転するときや、子どもを自転車に乗せるときは、自転車用ヘルメットを着用させましょう。 ○ 幼児用座席に子どもを乗せるときは、ヘルメットだけでなくシートベルトを着用させましょう。 ○ 万一の事故に備え、必ず自転車損害賠償責任保険等に加入しましょう。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 飲酒運転による事故の悲惨さと、責任の重大さなどを家族で話し合いましょう。 ○ 車両を運転する人には、絶対に酒類を提供しないようにしましょう。 ○ 飲酒が予想される場合の外出は、車両で出かけるないようにしましょう。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 無謀運転をしないこと、二輪車による交通事故の悲惨さ、事故を起こしたときの責任の重大さなどについて家族で話し合いましょう。 ○ 家族が出かける際は、ヘルメットの正しい着用、二輪車用プロテクター、エアバッグジャケット、グローブの着用など、交通安全の「ひとこえ」をかけましょう。 ○ 二輪車安全運転講習会など交通安全教育の場へ積極的に参加しましょう。
職場では	<ul style="list-style-type: none"> ○ 朝礼や会議、社内の広報媒体等を活用して自転車安全利用五則を紹介するなど自転車利用時の安全意識を高めましょう。 ○ 従業員に対し、交通ルールの遵守、走行前の点検の励行等、走行ルートや運転上の注意に関する指導を徹底しましょう。 ○ 事業で自転車を利用する場合にも、必ず自転車損害賠償責任保険等に加入しましょう。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 朝礼、研修会などあらゆる機会を活用し、飲酒運転・妨害運転等による交通事故の実態及び悪質性・危険性の指導を徹底しましょう。 ○ 飲酒を伴う会合等には、車両を運転していないよう指導を徹底しましょう。 ○ 出勤、点呼時におけるアルコール検知器の使用等、飲酒運転の根絶に向けた取組を徹底しましょう。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 通勤も含め二輪車利用のある職場では、関係機関・団体と連携し、二輪車安全講習などを開催し、二輪車の事故実態を周知させ、ヘルメットの正しい着用、二輪車用プロテクター、エアバッグジャケット、グローブの着用など安全運転の指導を行いましょう。 ○ 二輪車の特性や事故実態を理解させるための教育を行うとともに、点検整備の励行を指導しましょう。
学校・地域では	<ul style="list-style-type: none"> ○ 朝礼、ホームルーム、職員会議等の場を活用した交通安全教育を推進しましょう。 ○ 自転車の危険な運転を見かけたら、地域ぐるみで交通安全の「ひとこえ」をかけあいましょう。 ○ 「みんなの交通安全教育推進運動『スタートかながわ』」の理念を踏まえ、関係機関・団体と連携して、事例や教材等を活用した効果的な交通安全指導を実施しましょう。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 朝礼、ホームルーム等の場を活用し、飲酒運転の悪質・危険性を呼びかける交通安全教育を推進しましょう。 ○ 各種会合、行事等あらゆる機会に飲酒運転の根絶を呼びかける等、飲酒運転根絶の環境づくりに努めましょう。 ○ 酒類販売業者等と協力して、運転する人には絶対に酒類を提供しないよう、ハンドルキーパー運動の輪を広げるなど地域ぐるみの運動を行いましょう。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 交通事故を起こした際の運転者の責任について指導を行いましょう。 ○ 関係機関・団体と連携を図り、地域ぐるみで二輪車の無謀運転を許さない気運を高めましょう。 ○ 二輪車の危険運転を見かけたら、交通事故等に遭わない場所に避難するとともに、110番通報しましょう。
運転者等は	<ul style="list-style-type: none"> ○ 歩行者が多い駅前や体の不自由な人の付近では、自転車を降りて押して歩きましょう。 ○ 自転車に乗る時は全ての年齢層で積極的にヘルメットを被りましょう。 ○ 幼児を同乗させる際、乗車・降車時に転倒する危険があるため自転車から目を離さず、幼児用座席のシートベルトを正しく着用しましょう。 ○ 電動アシスト自転車に乗車する際は、思いがけない加速や、車体が重くバランスを崩しやすい特性があるので特性を理解した運転に努めましょう。 ○ 万一の事故に備え、必ず自転車損害賠償責任保険等に加入しましょう。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「これくらいなら」、「少しの距離だから」という安易な気持ちは捨て、飲酒運転は絶対にしないようにしましょう。 ○ 飲酒を伴う会合等には、車両を運転していないようにしましょう。 ○ 飲酒運転や妨害運転等の危険性、反社会性、責任の重大性を認識しましょう。 ○ 妨害運転を受けたときは、交通事故等に遭わない場所に避難するとともに、車外に出ることなく110番通報しましょう。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 二輪車を運転するときは、ヘルメット、二輪車用プロテクターやエアバッグジャケット、グローブを正しく着用し、夜間走行時は、反射材を効果的に活用しましょう。 ○ 交差点直進時等は、対向右折車の動向に注意し、事故を防ぎましょう。 ○ カーブや下り坂では転倒しやすいのでスピードを控え、急ハンドルや急ブレーキをかけないような運転を心がけましょう。 ○ 四輪車の運転者も、二輪車の特性に配慮した運転に努めましょう。

<川崎市からのお知らせ>

○ 市内の自転車関係事故が増えています

川崎市内の交通事故は減少傾向で推移していますが、自転車の関係する交通事故の構成率（全事故に占める自転車事故の割合）は、依然として高い状態が続いています。また、本年5月には、神奈川県交通安全対策協議会（会長・神奈川県知事）が指定する自転車交通事故多発地域に市内全域が指定されました。7区全てが指定されるのは本年が初となります。

◆ 区別自転車関係事故発生件数（令和3年7月末）

		交通事故		自転車関係		
		発生件数	前年比	事故件数	前年比	構成率
川崎市	川崎区	312	-64	128	-16	41.0%
	幸区	152	8	54	11	35.5%
	中原区	148	30	55	5	37.2%
	高津区	266	7	89	9	33.5%
	宮前区	219	-14	47	4	21.5%
	多摩区	266	39	106	29	39.8%
	麻生区	171	-16	38	-17	22.2%
		1,534	-10	517	25	33.7%
神奈川県		12,329	1,336	3,185	627	25.8%

市内の自転車関係事故は前年より増加しており、構成率も33.7%と、県内の構成率（25.8%）を大きく上回っています。



川崎市交通安全キャラクター「かわさきしんごくん」

※数値は、令和3年8月2日現在の概数

※構成率は交通事故発生件数に占める、自転車関係事故件数の割合

○ 「神奈川歩行者安全五則」が新たに作成されました

第11次神奈川県交通安全計画において、重視すべき視点の1つに「歩行者及び自転車の安全確保と遵法意識の向上」が掲げられており、交通安全思想の普及徹底における新たな施策として「横断歩行者の安全確保」が設定され、歩行者の危険な行為に対する注意事項をまとめた「神奈川県歩行者安全五則」が作成されました。

神奈川歩行者安全五則 ～歩行者もルール・マナーを守りましょう。～

1 横断する意思を明確にする！

横断歩道では、手を上げるなどをして運転者に対し、横断する意思を明確に伝えましょう。

2 横断歩道を渡る！

横断歩道外の横断や車両の直前直後の横断など、無理な横断はやめ、横断歩道を渡りましょう。

3 歩きスマホはしない！

歩行中は、わき見の原因となるスマホなどを注視することがないようにしましょう。

4 危険な踏切横断はしない！

踏切は、警報機が鳴ったら渡らない。遮断機を跨がない、くぐらないことを徹底しましょう。

5 反射材を身に着ける！

薄暮や夜間には、光の反射で存在を示すことができる反射材を身に着けましょう。

川崎市交通安全対策協議会

事務局：川崎市 市民文化局 市民生活部 地域安全推進課内

〒210-0007 川崎市川崎区駅前本町1-1-2 川崎フロンティアビル9階

電話：044-200-2266

FAX：044-200-3869

E-mail:25tiiki@city.kawasaki.jp